

FTTHサービス契約約款

令和7年2月28日

沖縄セルラー電話株式会社

目 次

第1章 総則	6
第1条 約款の適用	6
第2条 約款の変更	6
第3条 用語の定義	6
第4条 外国における取扱制限	8
第2章 F T T Hサービスの種類	9
第5条 F T T Hサービスの種類	9
第3章 F T T Hサービスの提供区間等	10
第6条 F T T Hサービスの提供区間等	10
第4章 (削除)	11
第7条 (削除)	11
第8条 (削除)	11
第9条 (削除)	11
第10条 (削除)	11
第11条 (削除)	11
第12条 (削除)	11
第13条 (削除)	11
第14条 (削除)	11
第15条 (削除)	11
第5章 インターネット契約	12
第16条 インターネットサービスの品目	12
第17条 契約の単位	12
第18条 インターネット契約申込の方法	12
第19条 インターネット契約申込の承諾	12
第20条 電子メールの利用	12
第21条 ホームページの利用	12
第22条 F T T H接続回線の終端	13
第22条の2 F T T H接続回線の利用の一時中断	13
第23条 インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止	13
第24条 インターネット契約者が行うインターネット契約の解除	13

第 24 条の 2 インターネット契約者等が行う初期契約解除	13
第 25 条 当社が行うインターネット契約の解除	13
第 26 条 その他の提供条件	14
第 6 章 F T T H 電話契約	15
第 27 条 契約の単位	15
第 28 条 F T T H 電話契約申込の方法	15
第 29 条 F T T H 電話契約申込の承諾	15
第 30 条 電気通信番号	15
第 31 条 電気通信番号の変更	16
第 32 条 F T T H 接続回線の利用の一部中断	16
第 32 条の 2 その他の提供条件	16
第 7 章 付加機能	17
第 33 条 付加機能の提供	17
第 33 条の 2 F T T H 接続回線の利用の一時中断があった場合の取り扱い	17
第 8 章 利用中止等	18
第 34 条 F T T H サービスの利用中止	18
第 35 条 F T T H サービスの利用停止	18
第 36 条 F T T H サービスの接続休止	19
第 9 章 通信	20
第 1 節 通信の区別等	20
第 37 条 通信の区別等	20
第 2 節 通信利用の制限等	20
第 38 条 通信利用の制限等	20
第 38 条の 2	21
第 39 条 通信時間等の制限	21
第 40 条 非自動音声通信の種別及び接続の順位	21
第 41 条 通信時間の制限	21
第 42 条 音声通信の切断	22
第 43 条 非常事態が発生した場合等における利用の制限	22
第 3 節 音声通信の品質	22
第 44 条 音声通信の品質	22

第4節 当社又は特定事業者若しくは協定事業者の契約約款等による制約	22
第45条 当社又は特定事業者若しくは協定事業者の契約約款等による制約	22
第5節 通信時間の測定等	22
第46条 通信時間の測定等	22
第6節 発信電気通信番号等通知	22
第47条 発信電気通信番号等通知	22
第10章 料金等	24
第1節 料金及び工事に関する費用	24
第48条 料金及び工事に関する費用	24
第2節 料金等の支払義務	24
第49条 定額利用料の支払義務	24
第50条 利用料の支払義務	26
第51条 手続きに関する料金及び工事費の支払義務	26
第51条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	27
第51条の3 電話リレーサービス料の支払い義務	27
第3節 料金の計算方法等	27
第52条 料金の計算方法等	27
第4節 割増金及び延滞利息	27
第53条 割増金	27
第54条 延滞利息	27
第5節 収納手数料の負担等	27
第54条の2 収納手数料の負担等	27
第6節 他社接続通信の料金の取扱い	28
第55条 他社接続通信の料金の取扱い	28
第7節 協定事業者に係る債権の譲受等	28

第 56 条	協定事業者に係る債権の譲受等	28
第 8 節	特定事業者に対する債権の譲渡等	28
第 57 条	特定事業者に対する債権の譲渡等	28
第 11 章	(削除)	29
第 58 条	(削除)	29
第 59 条	(削除)	29
第 12 章	保守	30
第 60 条	利用契約者の維持責任	30
第 61 条	利用契約者の切分責任	30
第 62 条	修理又は復旧の順位	30
第 13 章	損害賠償	32
第 63 条	責任の制限	32
第 64 条	免責	32
第 14 章	雑則	34
第 65 条	承諾の限界	34
第 66 条	利用に係る利用契約者の義務	34
第 67 条	利用上の制限	35
第 68 条	利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等	35
第 69 条	利用契約者の氏名等の通知	35
第 70 条	電話帳	35
第 71 条	電話番号案内	35
第 72 条	番号情報の提供	35
第 72 条の 2	相互接続番号案内	36
第 72 条の 3	相互接続番号案内料の支払義務	36
第 72 条の 4	協定事業者からの通知	36
第 72 条の 5	注意喚起	36
第 73 条	利用契約者に係る情報の利用	37
第 74 条	協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	37
第 75 条	F T T H サービスの技術資料の閲覧	37
第 76 条	法令に関する規定	37
第 77 条	閲覧	37
第 15 章	附帯サービス	38

第 78 条 附帯サービス	38
---------------------	----

別記

1 F T T Hサービスの提供区間	39
2 利用契約者の地位の承継	39
3 利用契約者の氏名等の変更	39
4 利用契約者の禁止行為	40
5 利用契約者からの F T T H接続回線の設置場所の提供等	40
6 電話帳の普通掲載	40
7 電話帳の掲載省略	41
8 電話帳の重複掲載	41
9 自営端末設備の接続	41
10 自営端末設備に異常がある場合等の検査	42
11 自営電気通信設備の接続	42
12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	43
13 当社の維持責任	43
14 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス	43
15 音声通信明細書の発行.....	43
16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	44
17 特定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	44
18 端末設備の提供	44
19 (削除)	44
20 F T T Hサービスに係る技術資料の項目	44
21 支払証明書の発行	44
22 払込取扱の発行等	44
22 の 2 窓口払込みの取り扱い等	45
23 有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い	45

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりF T T Hサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、F T T Hサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合、F T T Hサービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、所定のWEBサイトにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
特定事業者	当社の指定する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。） (注) 「当社の指定する電気通信事業者」はK D D I株式会社とします。
F T T H網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
F T T Hサービス	当社のF T T H網を使用して行う電気通信サービス
F T T Hサービス取扱所	F T T Hサービスに関する業務を行う当社又は特定事業者の事業所
利用契約	当社からF T T Hサービスの提供を受けるための契約
利用契約者	当社と利用契約を締結している者
相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定

	(事業法第 33 条第 9 項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき特定事業者が特定事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。) に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
F T T H 接続回線	F T T H 網と利用契約の申込者が指定する場所との間に協定事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
インターネット契約	当社からインターネットサービスの提供を受けるための利用契約
インターネット契約者	当社とインターネット契約を締結している者
F T T H 電話契約	当社から F T T H 電話サービスの提供を受けるための利用契約
F T T H 電話契約者	当社と F T T H 電話契約を締結している者
ユーザコード	利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、1 の引込線ごとに当社が利用契約に基づいてその利用契約者に割り当てるもの
他社接続通信	相互接続点を介して F T T H 網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信 (ファクシミリ通信を含みます。)
請求者	当社が提供する F T T H 電話サービスに係る音声通信を行う者
対話者	請求者が当社の提供する F T T H 電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
船舶地球局	海事衛星通信を取り扱うために設置した地球局
携帯移動地球局	携帯移動衛星通信を取り扱うために設置した地球局
インマルサット F l e e t X p r e s s 地球局	インマルサット F l e e t X p r e s s 通信を取り扱うために設置した地球局であって、インマルサット F l e e t X p r e s s に係るもの
固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線 (当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。) の設定に係る地球局であって、船舶地球局、携帯移動地球局及びインマルサット F l e e t X p r e s s 地球局以外のもの
起算日	当社が利用契約ごとに定める毎月の一定の日
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	利用契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

携帯電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信サービス（以下「携帯電話サービス」といいます。）を提供する協定事業者
略	略
a u 約款	当社又は K D D I 株式会社の a u（5 G）通信サービス契約約款、若しくは a u（L T E）通信サービス契約約款及び a u（W I N）通信サービス契約約款
p o v o 約款	当社又は K D D I 株式会社の p o v o 1.0 通信サービス契約約款若しくは p o v o 2.0 通信サービス契約約款
U Q m 約款	当社又は K D D I 株式会社の U Q m o b i l e 通信サービス契約約款Ⅱ契約約款及び U Q m o b i l e 通信サービス契約約款
a u 契約	K D D I 株式会社の a u 約款に定める 5 G 契約及び L T E 契約及び a u 契約
p o v o 契約	K D D I 株式会社の p o v o 約款に定める p o v o 1.0 契約及び p o v o 2.0 契約
U Q m 契約	K D D I 株式会社の U Q m 約款に定める U Q m o b i l e Ⅱ 契約及び U Q m o b i l e 契約
M N P	電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービス又は P H S サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること
番号移行	当社が別に定める態様により、電気通信番号を変更することなく、a u 契約、p o v o 契約又は U Q m 契約を解除すると同時に新たにそのいずれかの契約（同一のものを除きます。）を締結すること
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
国際ネットワーク番号	I T U-T 勧告 E. 164 及び I T U-T 勧告 E. 164.1 に基づき I T U が割り当てる番号
国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス

（外国における取扱制限）

第 4 条 F T T H サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 F T T Hサービスの種類

(F T T Hサービスの種類)

第5条 F T T Hサービスには、次の種類があります。

インターネットサービス	F T T Hサービスに係るものであって、音声通信に係るもの以外のもの
F T T H電話サービス	F T T Hサービスに係るものであって、音声通信に係るもの
備考 F T T H電話契約者が特定事業者の有料放送役務契約約款に規定するT V契約者である場合、当該F T T H電話契約者は、F T T H電話サービスにおいて、F T T H接続回線の終端とF T T H網に特定事業者が設置するコンテンツ配信装置との間に限定して、符号又は映像の伝送交換を行うことができます。	

第3章 F T T Hサービスの提供区間等

(F T T Hサービスの提供区間等)

第6条 当社のF T T Hサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所において、F T T Hサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 削除

- 第7条 削除
- 第8条 削除
- 第9条 削除
- 第10条 削除
- 第11条 削除
- 第12条 削除
- 第13条 削除
- 第14条 削除
- 第15条 削除

第5章 インターネット契約

(インターネットサービスの品目)

第16条 インターネットサービスには、料金表第1(基本利用料)に定める品目があります。

(契約の単位)

第17条 当社は、1のユーザコードごとに1のインターネット契約を締結します。この場合において、インターネット契約者は、1のインターネット契約につき1人に限ります。

(インターネット契約申込の方法)

第18条 インターネット契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に通知していただきます。

(インターネット契約申込の承諾)

第19条 当社は、インターネット契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあったインターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) インターネット契約の申込みをした者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) インターネット契約の申込みをした者がその申込みに係るF T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内に居住していないとき。
- 4) インターネット契約の申込みをした者が第35条(F T T Hサービスの利用停止)の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) インターネット契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
- 6) F T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- 7) F T T H接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられないとき。
- 8) 第66条(利用に係る利用契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- 9) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(電子メールの利用)

第20条 インターネット契約者は、料金表第1(基本利用料)に定めるところにより、電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができるものとします。

(ホームページの利用)

第21条 インターネット契約者は、料金表第1(基本利用料)に定めるところにより、ホームペー

ジ（情報公開のためのデータベースのアドレスを使用して情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとします。

（ＦＴＴＨ接続回線の終端）

第 22 条 当社は、利用契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、協定事業者の線路から原則として最短距離の地点をＦＴＴＨ接続回線の終端とします。

2 前項の地点は、そのＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住する利用契約者との協議により当社が定めます。

（ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断）

第 22 条の 2 当社は、インターネット契約者（当社が別に定めるものを除きます。）から請求があったときは、ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断（そのＦＴＴＨ接続回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 23 条 インターネット契約者がインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（インターネット契約者が行うインターネット契約の解除）

第 24 条 インターネット契約者は、インターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただきます。

（インターネット契約者等が行う初期契約解除）

第 24 条の 2 インターネット契約者等（新たにインターネット契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又はインターネット契約の内容の変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求するインターネット契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第 26 条の 2 の第 1 項に基づき当社がインターネット契約者等に交付した書面（同条第 2 項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日から起算して 8 日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、インターネット契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

2 初期契約解除は、インターネット契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。

3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の 3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（当社が行うインターネット契約の解除）

第 25 条 当社は、第 35 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定によりインターネットサービスの

利用停止をされたインターネット契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのインターネット契約を解除することがあります。

- 2 当社は、インターネット契約者が第 35 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネットサービスの利用停止をしないでそのインターネット契約を解除することがあります。
- 3 当社は、F T T H 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、F T T H 接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられなくなった場合には、そのインターネット契約を解除することがあります。
- 4 前 3 項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのインターネット契約を解除することがあります。
 - 1) インターネット契約者がインターネットサービスに係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - 2) インターネット契約者がそのインターネットサービスの利用に係る住所（請求書の送付先の住所を除きます。）に居住していないと当社が認めたとき。
 - 3) インターネット契約者がそのインターネット契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - 4) F T T H 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、F T T H 接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられなくなったとき。
 - 5) インターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 6) その F T T H 接続回線と当社の F T T H 網との相互接続に関し、その F T T H 接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その契約内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - 7) 当社並びに利用契約者の責めによらない理由により、F T T H 接続回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え（その F T T H 接続回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行うことができないとき。
 - 8) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 当社は、前 4 項（前項第 2 号を除きます。）の規定により、そのインターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをインターネット契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 26 条 インターネット契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第6章 F T T H電話契約

(契約の単位)

第 27 条 当社は、1 のユーザコードごとに1の F T T H電話契約を締結します。この場合において、F T T H電話契約者は、1 の F T T H電話契約につき1人に限ります。

(F T T H電話契約申込の方法)

第 28 条 F T T H電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う F T T Hサービス取扱所に通知していただきます。

(F T T H電話契約申込の承諾)

第 29 条 当社は、F T T H電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その F T T H電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあった F T T H電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) F T T H電話契約の申込みをした者が F T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) F T T H電話契約の申込みをした者がその申込みに係る F T T H接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。
- 4) F T T H電話契約の申込みをした者が第 30 条（F T T Hサービスの利用停止）の規定により F T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) F T T H電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
- 6) F T T H接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- 7) F T T H接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、F T T H接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられないとき。
- 8) 第 66 条（利用に係る利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 9) その他 F T T H電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前3項の規定にかかわらず、料金表第1（基本利用料）に定める F T T H電話サービス（タイプ I のものに限ります。）に係る F T T H電話契約の申込みであって、インターネット契約者以外からの F T T H電話契約の申込みがあったときは、その申込みを承諾しません。

(電気通信番号)

第 30 条 F T T H電話サービスに係る電気通信番号は、1 の F T T H電話契約ごとに、番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、F T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、F T T H電話サービスに係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことを F T T H電話契約者に通知します。

(電気通信番号の変更)

第 31 条 F T T H 電話契約者は、その F T T H 電話契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行う F T T H サービス取扱所に提出していただきます。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第 63 条 (修理又は復旧の順位) の規定による場合は、その F T T H 電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

(F T T H 接続回線の利用の一時中断)

第 32 条 当社は、F T T H 電話契約者 (当社が別に定めるものを除きます。) から請求があったときは、F T T H 接続回線の利用の一時中断を行います。

(その他の提供条件)

第 32 条の 2

1) 当社は、F T T H 電話契約者が当社に支払うべき F T T H 電話サービス (料金表で定める外国との音声通信に係るもの及び特定衛星端末との音声通信に係るものに限り、以下本項において同じとします。) 等の料金の累積額 (既に当社に支払われた金額を除きます。) について、次のいずれかに該当する場合は、限度額 (以下本条において「利用限度額」といいます。) を定めることがあります。

ア 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

イ F T T H 電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

2) 前号の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は F T T H 電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、F T T H 電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3) 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4) 当社は、第 1 号に定める F T T H 電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、F T T H 電話契約者に F T T H 電話サービス等の提供を行わないことがあります。

5) F T T H 電話契約者は、第 1 号の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第 51 条 (利用料の支払い義務) 第 1 項の規定の適用を免れるものではありません。

6) 第 1 号に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

(注) 本項第 3 号に規定する当社が別に定める利用限度額は、5 万円とします。

3 F T T H 接続回線の終端、F T T H 電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、F T T H 電話契約者が行う F T T H 電話契約の解除又は当社が行う F T T H 電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

4 前 3 項に規定するほか、F T T H 電話契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第7章 付加機能

(付加機能の提供)

第33条 当社は、利用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。この場合において、利用契約者は、当社所定の申込書（着信転送サービスの提供の請求の場合、その申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを含みます。以下本条において同じとします。）を、当社所定の方法によりF T T Hサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 付加機能の提供を請求した利用契約者がF T T Hサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した利用契約者が第35条（F T T Hサービスの利用停止）の規定によりF T T Hサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した利用契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した利用契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 提出された申込書に不備があるとき。
 - (6) 着信転送サービスの提供の請求であって、当社がその最終利用者の確認（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号。以下「番号計画」といいます。）に定める最終利用者の確認をいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。
 - (7) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(F T T H接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第33条の2 当社は、F T T H接続回線の利用の一時中断があったときは、そのF T T H接続回線について、付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断を行います。

ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者が本サービスを利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。

第8章 利用中止等

(F T T Hサービスの利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、F T T Hサービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- 1) 特定事業者又は協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 2) 特定のF T T H接続回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - 3) 第38条（通信利用の制限等）及び第43条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 4) 削除
 - 5) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりF T T Hサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを利用契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。）します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(F T T Hサービスの利用停止)

第35条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのF T T Hサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったF T T Hサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金（当社がF T T Hサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。）を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのF T T Hサービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 2) 第66条（利用に係る利用契約者の義務）又は第59条の2の規定に違反したとき。
 - 3) 当社の承諾を得ずに、F T T H接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 4) F T T H接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をF T T H接続回線から取り外さなかったとき。
 - 5) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、F T T Hサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の利用契約を締結している利用契約者が、そのいずれかの利用契約において、第66条（利用に係る利用契約者の義務）又は第66条の2の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての利用契約に係るF T T Hサービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりF T T Hサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を利用契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は第2項の規定によりF T T Hサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

- 4 利用契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その利用契約者の電子メールの転送を継続して行うことがF T T Hサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その利用契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（F T T Hサービスの接続休止）

第36条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、利用契約者がF T T Hサービスを全く利用することができなくなったときは、F T T Hサービスの接続休止（F T T Hサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのF T T Hサービスについて、利用契約者から利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定によりF T T Hサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを利用契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのF T T Hサービスに係る利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを利用契約者にお知らせします。

第9章 通信

第1節 通信の区別等

(通信の区別等)

第37条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

区別	内容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	特定事業者の電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される音声通信（ファクシミリ通信を除きます。）

2 非自動音声通信の種別は、第40条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第1（基本利用料）に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第38条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社又は特定事業者が別に定めるもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

2 当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

4 削除

5 当社は、利用契約者が、F T T H接続回線を使用して、特定事業者又は協定事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、特定事業者又は協定事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのF T T H接続回線に係る通信の帯域を制限することがあります。

第 38 条の 2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（通信時間等の制限）

第 39 条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（非自動音声通信の種別及び接続の順位）

第 40 条 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種別	内容	接続の順位
非常音声通信	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの 1) 国の元首 2) 政府の首長及び政府の一員である者 3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 4) 外交官及び領事官 5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 6) 国際司法裁判所	2
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

（通信時間の制限）

第 41 条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

(音声通信の切断)

第 42 条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第 43 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- 1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- 2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

第 3 節 音声通信の品質

(音声通信の品質)

第 44 条 音声通信の品質については、F T T Hサービスの利用形態等により変動する場合があります。

第 4 節 当社又は特定事業者若しくは協定事業者の契約約款等による制約

(当社又は特定事業者若しくは協定事業者の契約約款等による制約)

第 45 条 利用契約者は、当社又は特定事業者若しくは協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、F T T Hサービスに係る特定事業者若しくは協定事業者の電気通信回線を使用し、又はF T T Hサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、F T T Hサービスに係る通信を行うことはできません。

第 5 節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第 46 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 (基本利用料) に定めるところによります。

第 6 節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第 47 条 音声通信については、その発信電気通信番号(その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を着信先の特定事業者の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- 1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- 2) 料金表第 2 (付加機能利用料) に規定する特定の付加機能の提供を受けているF T T H接続回線から行う音声通信(音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を

除きます。)

2 前項にかかわらず、特定事業者の定める特別F T T H電話契約により提供する緊急通報（番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信をいいます。）については、特定事業者がその約款に定める情報を相手先へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。

3 前項の場合において、当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 64 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負いません。

(注1) 利用契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(注2) 本条第 1 項第 2 号の「特定の付加機能」は、料金表第 2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

(注3) 本条第 2 項の「特定事業者がその約款に定める情報」は、発信電気通信番号並びにその音声通信の発信元に係る F T T H 電話契約者の氏名又は名称及び所在地とします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第48条 当社が提供するF T T Hサービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、手続きに関する料金及び工事費(料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定める料金をいいます。以下同じとします。)及びユニバーサルサービス料(料金表第6(ユニバーサルサービス料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するF T T Hサービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第49条 利用契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するF T T Hサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

区分	支払いを要する期間						
基本利用料	その利用契約に基づいて当社がF T T Hサービスの提供を開始した日(以下「F T T Hサービス提供開始日」といいます。)の翌日(以下「基本利用料課金開始日」といいます。)から起算して利用契約の解除があった日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間とします。)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払を要する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合</td> <td>基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) F T T Hサービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合</td> <td>F T T Hサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払を要する期間	(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間	(2) F T T Hサービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	F T T Hサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
	区分	支払を要する期間					
(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
(2) F T T Hサービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	F T T Hサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
付加機能利用料	付加機能の提供若しくは第22条(電気通信番号)第2項に定める番号の割り当てを行った日(以下「付加機能提供開始日」といいます。)の翌日(以下「付加機能利用料課金開始日」といいます。)の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能若しくは第22条第2項に定める番号の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払を要する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合</td> <td>付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 付加機能提供開始日とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の</td> <td>付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払を要する期間	(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間	(2) 付加機能提供開始日とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
	区分	支払を要する期間					
(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
(2) 付加機能提供開始日とその付加機能又は第22条第2項に定める番号の	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						

	廃止があった日が同一の日である場合	
--	-------------------	--

2 前項の期間において、利用停止等によりF T T Hサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 利用停止があったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 利用の一時中断を行ったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 3) 前2号の規定によるほか、利用契約者は、次の場合を除いて、F T T Hサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 利用契約者の責めによらない理由により、F T T Hサービスを全く利用できない状態（F T T Hサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのF T T Hサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 相互接続点の所在場所の変更に伴って、F T T Hサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（利用契約者の都合により、F T T Hサービスを利用しなかった場合であって、F T T Hサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 F T T Hサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、F T T Hサービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 特定事業者又は協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は特定事業者又は協定事業者との契約の解除その他利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなかった場合であっても、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 前号の規定によるほか、利用契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、F T T Hサービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 利用契約者の責めによらない理由により、	そのことを当社が知った時刻以後の利用できな

<p>他社接続通信を全く行うことができない状態（そのF T T H接続回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、F T T Hサービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>かった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料</p>
<p>2 他社接続通信に係る特定事業者又は協定事業者の故意若しくは重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のF T T Hサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。

（利用料の支払義務）

第50条 利用契約者は、第46条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

2 利用契約者は、そのF T T H接続回線により利用契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

3 F T T H電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、F T T H電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）

第51条 利用契約者は、F T T Hサービスに係る契約の手続き若しくは工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金又は工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する手続きに関する料金又は工事費の額は、当社が別に定める手続きに関する料金又は工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にその利用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその手続きに関する料金又は工事費が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金又は工事費を返還します。

2 利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

す。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 51 条の 2 F T T H 電話契約者は、その料金月の末日において F T T H 電話の提供を受けている場合、料金表第 6 (ユニバーサルサービス料) の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 51 条の 3 F T T H 電話契約者は、その料金月の末日において F T T H 電話の提供を受けている場合、料金表第 7 (電話リレーサービス料) の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 52 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 53 条 利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 54 条 利用契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5% の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 5 節 収納手数料の負担等

(収納手数料の負担等)

第 54 条の 2 利用契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

区分		手数料の額
1 2 以外の 場合	(1) (2) 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
	(2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額

2 その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）である場合	収納代行機関又は金融機関等が定める額
備考 当社が別に定める条件に該当するときは、区分1の(1)に定める手数料の負担を要しません。	

第6節 他社接続通信の料金の取扱い

（他社接続通信の料金の取扱い）

第55条 利用契約者は、相互接続協定に基づき当社又は特定事業者若しくは協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。

第7節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第56条 協定事業者と電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する特定信書便サービスを含みます。）に係る契約を締結している利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより特定事業者に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を特定事業者が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び特定事業者並びに協定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、特定事業者は、譲り受けた債権を当社が提供するF T T Hサービスの料金とみなして取り扱います。

第8節 特定事業者に対する債権の譲渡等

（特定事業者に対する債権の譲渡等）

第57条 利用契約者は、当社が提供するF T T Hサービスに係る料金及び工事に係る費用を特定事業者に譲り渡し、特定事業者がこれを請求することを承認していただきます。この場合、当社及び特定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章 削除

第58条 削除

第59条 削除

第12章 保守

(利用契約者の維持責任)

第60条 利用契約者は、そのF T T H接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合するよう維持していただきます。

2 協定事業者が、利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合において、回線終端装置とローゼットの間の電気通信回線については、利用契約者に設置していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第61条 利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合においては、回線終端装置とローゼットの間の電気通信回線を含みます。）がF T T H接続回線に接続されている場合であって、F T T Hサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社又は特定事業者若しくは協定事業者は、F T T Hサービス取扱所において試験を行い、その結果を利用契約者にお知らせします。

3 当社は、利用契約者の請求により当社又は協定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第62条 当社は、当社又は特定事業者若しくは協定事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第38条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社又は特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの

	ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定事業者若しくは協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したF T T H接続回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第63条 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と特定事業者又は協定事業者（以下この条において「協定事業者等」とします。）の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者等の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのF T T Hサービスが全く利用できない状態（当該利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該利用契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者等が当該協定事業者等の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、F T T Hサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該F T T Hサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（F T T Hサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、F T T Hサービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、F T T Hサービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、F T T Hサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

5 前4項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、料金表第2（付加機能利用料）に規定する付加機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月の付加機能使用料（付加機能使用料の定めがないものについては、そのF T T Hサービスに係る定額利用料とします。）を上限として賠償します。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、F T T Hサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第64条 当社は、F T T Hサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、当社の責めに帰すべき理由により、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、その利用契約に係る1料金月の定額利用料を上限として賠償しま

す。ただし、予めその工事の内容について利用契約者から承諾を得ている場合は、この限りではありません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第65条 当社は、利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社又は特定事業者若しくは協定事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る利用契約者の義務)

第66条 用契約者は、次のことを守っていただきます。

1) 協定事業者が利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、協定事業者が利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

5) 協定事業者が利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

6) 削除

7) 削除

8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、F T T Hサービスを利用しないこと。

2 当社は、利用契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。

3 利用契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第66条の2 前条のほか、F T T H電話契約者であって、F T T H電話サービスを自らの電気通信事業の用に現に供している又は供しようとする者は、次のことを守っていただきます。

(1) 電気通信番号計画(事業法第50条第2項に基づき総務大臣が公示するものをいいます。以下同じとします。)に規定する電気通信番号の使用に関する条件(以下この条において「番号使用条件」といいます。)を遵守すること。

(2) 当社所定の方法により、F T T H電話サービスを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確認するための書類(当社が別に定めるものに限り)を当社に提出すること。

(3) 当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じること。

(4) 前2号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容(F T T H電話契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。)を、当社が総務省に通知することについて承諾すること。

(利用上の制限)

第 67 条 F T T H 電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、F T T H 電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等)

第 68 条 利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等については、当社が別に定めるところによります。

(利用契約者の氏名等の通知)

第 69 条 当社は、特定事業者又は協定事業者から要請があったときは、F T T H 電話契約者（特定事業者又はその協定事業者と F T T H 電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等を特定事業者又はその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第 70 条 当社は、F T T H 電話契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。ただし、別に定める種類の電話帳への掲載を新たに請求することはできません。

(注) 「別に定める協定事業者」は、西日本電信電話株式会社、「別に定める種類の電話帳」はハローページとします。

(電話番号案内)

第 71 条 当社は、F T T H 電話契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの（F T T H 電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第 72 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 70 条（電話帳）及び第 71 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った F T T H

電話契約者に係る F T T H 接続回線の情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された F T T H 電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第72条の2 F T T H 電話契約者は、その F T T H 電話契約者に係る F T T H 接続回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第72条の3 F T T H 電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3(相互接続番号案内料)に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

2 F T T H 電話契約者は、その F T T H 電話契約者に係る F T T H 接続回線により F T T H 電話契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

(協定事業者からの通知)

第72条の4 利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、特定事業者又は協定事業者から料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要な利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(注意喚起)

第72条の5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)第14条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。)により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備の I P アドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(利用契約者に係る情報の利用)

第 73 条 当社は、利用契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、F T T Hサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めま

す。
(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第 74 条 利用契約者（F T T H電話契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から当社に申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、特定事業者がその協定事業者の代理人として、特定事業者の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 1) その申出をした利用契約者が特定事業者が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがないとき。
 - 2) その利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
 - 3) その他当社又は特定事業者の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、特定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その利用契約者が当社又は特定事業者が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、特定事業者は、その利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(F T T Hサービスの技術資料の閲覧)

第 75 条 当社は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所において、F T T Hサービスを利用するうえで参考となる別記 20 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に関する規定)

第 76 条 F T T Hサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 10 から 13 までに定めるところによります。

(閲覧)

第 77 条 この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第78条 FTTHサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 F T T Hサービスの提供区間

当社のF T T Hサービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
インターネットサービス	1) F T T H接続回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） 2) F T T H接続回線又は、相互接続点とN S P I X P（W I D Eプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の間点（以下「分界点」といいます。）との間 3) F T T H接続回線と相互接続点との間
F T T H電話サービス	1) F T T H接続回線の終端相互間 2) F T T H接続回線の終端と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局又はインマルサットF l e e t X p r e s s地球局との間 3) F T T H接続回線と特定事業者の電気通信回線の終端との間

2 利用契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割により利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 利用契約者の氏名等の変更

- 1) 利用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うF T T Hサービス取扱所に届け出ていただきます。
ただし、その変更があったにも係わらずF T T Hサービス取扱所に届出がないときは、第25条（当社が行うインターネット契約の解除）及び第35条（F T T Hサービスの利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 2) 利用契約者は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止及びM N P又は番号移行を伴う当社若しくはK D D I株式会社が提供する携帯電話サービスの利用の開始若しくはその契約

の解除があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う F T T H サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更等があったにもかかわらず F T T H サービス取扱所に利用契約者からの届出がないことを当社が知ったときは、その届出があったものとみなします。

- 3) 当社は、1)若しくは 2)の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 利用契約者の禁止行為

利用契約者は、F T T H サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- 3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- 4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- 9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 10) F T T H サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- 11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- 12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- 13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の I D、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- 14) その他法令に違反する行為
- 15) 1)から 14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 利用契約者からの F T T H 接続回線の設置場所の提供等

- 1) F T T H 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、協定事業者が F T T H 接続回線を設置するために必要な場所は、その利用契約者から提供していただきます。
- 2) 協定事業者が利用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、利用契約者から提供していただくことがあります。
- 3) 利用契約者は、F T T H 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、協定事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 電話帳の普通掲載

- 1) 当社は、F T T H 電話契約者から請求があったときは、その F T T H 電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア F T T H 電話契約者又はその F T T H 電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち

イ F T T H電話契約者又はそのF T T H電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ F T T H電話契約者に係るF T T H接続回線の終端のある場所（F T T H電話契約者又はそのF T T H電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がF T T H電話契約者に係るF T T H接続回線の終端の場所による掲載が適当でないときと認めるときは、その請求のあった場所）

- 2) 1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。
- 4) 1)の規定にかかわらず、別に定める種類の電話帳への普通掲載を新たに請求することはできません。

(注) この別記6から別記8に定める「別に定める種類の電話帳」は、ハローページとします。

7 電話帳の掲載省略

- 1) 当社は、6（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、F T T H電話契約者に係るF T T H接続回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、6（電話帳の普通掲載）の1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてF T T H電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。
- 2) 当社は、1)の場合のほか、F T T H電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、別に定める種類の電話帳への掲載省略を新たに請求することはできません。

8 電話帳の重複掲載

- 1) 当社は、F T T H電話契約者から、普通掲載のほか、6（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- 2) 1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- 4) 1)の規定にかかわらず、別に定める種類の電話帳への重複掲載を新たに請求することはできません。
- 5) 電話等契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

9 自営端末設備の接続

- 1) 利用契約者は、その利用契約者に係るF T T H接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのF T T H接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関

する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) 利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) 利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1)から 5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) 利用契約者は、その利用契約者に係る F T T H 接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- 1) 当社は、F T T H 接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3) 1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、利用契約者は、その自営端末設備を F T T H 接続回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- 1) 利用契約者は、その利用契約者に係る F T T H 接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その F T T H 接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) 利用契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) 利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) 利用契約者は、その利用契約者に係るF T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

F T T H接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、11（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社及び協定事業者は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

- 1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- 2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

- 3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

- 4) 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) 14の2)及び14の3)の「当社が別に定める協定事業者」は、西日本電信電話株式会社とします。

15 音声通信明細書の発行

- 1) 当社は、F T T H電話契約者から請求があったときは、音声通信明細書を発行します。
- 2) F T T H電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社又は特定事業者は、利用契約の申込みをする者又は利用契約者から要請があったときは、F T T Hサービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

17 特定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

- 1) 当社は、利用契約の申込みをする者又は利用契約者から要請があったときは、F T T Hサービスと一体的に利用する特定事業者の電気通信サービスの利用に係る特定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。
- 2) 当社は、F T T H電話契約の申込みを受け付け、承諾した場合は、特定事業者が特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定める特別F T T H電話契約の申込みの代行を行います。

18 端末設備の提供

- 1) 当社は、利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定めるVDSL装置等若しくは装置等及びホームゲートウェイ機器をいいます。以下同じとします。）を提供します。
- 2) 利用契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る料金を支払っていただきます。

19 削除

20 F T T Hサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- 1) 物理的条件
- 2) 電気的条件
- 3) 論理的条件

21 支払証明書の発行

- 1) 利用契約者から請求があったときは、特定事業者が別に定めるところにより、その契約者に係るF T T Hサービス等の支払証明書を発行します。
- 2) 利用契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（付帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

22 払込取扱票の発行等

- 1) 当社は、F T T Hサービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、F T T Hサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するF T T Hサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。
- 3) 利用契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたとき、又は2)の規定に該当することとなったときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

22の2 窓口払込みの取り扱い等

- 1) 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するF T T Hサービスサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。
- 2) 利用契約者は、1)の規定に該当したときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、その他当社が別に定める条件に該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、利用契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

23 有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

- 1) 当社は、利用契約者が、有料サービス（申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用し、若しくは商品（申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで販売するものをいいます。以下同じとします。）を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者（以下「サービス等提供者」といいます。）に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金（その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金（配送料等が変動することを条件に提示された場合にあつては、その申込みがあった後にサービス等提供者が確定した料金とします。）をいいます。以下この別記23において同じとします。）又は寄付金の支払いの方法として、当社がF T T Hサービスに係る料金その他の債務と合算して、その利用契約者に請求する取扱い（以下この別記23において「合算請求の取扱い」といいます。）を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算のうえ、料金月（その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。）ごとに集計し、請求するものとします。

- 2) 利用契約者は、この約款の規定によるほか、当社の「auかんたん決済会員規約」及び当社が別に定める事項をあらかじめ承諾のうえ、有料サービスを利用若しくは商品を購入又は寄付金を支払っていただきます。
- 3) 当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は物品を販売する場合であつて、合算請求暗証番号（当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ登録した、合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための数字の組合せをいいます。）を使用してその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は物品の販売に係る料金について、F T T Hサービスに関する料金とみなし、F T T Hサービスに関する他の料金と合算して、その契約者に請求するものとします。